

# 大内氏領国下における筑前国西郷の河津氏と宗像氏

桑田 和明

## はじめに

西郷は福津市を流れる西郷川流域の上西郷・下西郷に比定される。鎌倉時代には筑前国守護であった少弐氏（武藤氏）の拠点の一つであった<sup>1)</sup>。室町時代になると大内氏の勢力が筑前国に及ぶようになる。文安四年（一四四七）頃には大内教弘が守護となったとされ、大内氏による筑前国支配の拠点が糟屋郡の高鳥居城であった<sup>2)</sup>。

西郷には高鳥居城衆の井原氏などが所領を宛行われ、安芸国から移り住んでいる。西郷に設定された料所の代官であった河津氏は、後に龜山城と呼ばれる居館を構えている。河津氏の出自は明らかではないが、河津弘業が糟屋郡代と推定され、子の興光（光種）と孫の隆業（長祐）が鞍手郡代であったこと、代官職の割合が高かったことなどが大内氏による筑前国支配のなかで明らかにされている<sup>3)</sup>。河津氏は大内氏の筑前国経営を担う重要な家臣であった。

西郷は宗像社の大官司宗像氏の所領に隣接している。筑前国の有力領主で赤間関（下関）と博多とを結ぶ航路上の要地である宗像の海と浦・島を

支配する宗像氏は大官司職をめぐり一族が争うことがあり、大内氏・大友氏も争いに関与している。やがて大内氏は宗像氏の家督継承にも関与したように宗像氏を従属させる。宗像正氏は大内義隆から黒川姓と隆の諱を与えられ黒川隆尚と改め、大内氏一族とされている。しかし、大官司職をめぐる一族間の争いは義隆の滅亡まで続いている。

大内氏領国下では、宗像郡の赤馬庄と野坂庄が鞍手郡、西郷も糟屋郡とされていた。河津氏は鞍手郡と糟屋郡の郡代であり、宗像郡に隣接する西郷に設定された料所の代官でもあった。河津氏は大内氏滅亡後、宗像氏に従うが主従関係を結んだわけではなく、立花城の大友氏と宗像氏との間の境目に位置する西郷に影響力を持つ境目の領主であった。永禄十二年（一五六九）に宗像氏貞が大友氏と和睦を結んだことで、河津隆家は大友氏の命により氏貞に殺害され、西郷は大友領に組み込まれる<sup>4)</sup>。

河津氏の史料には宝永三年（一七〇六）に河津休意が編纂し、福岡藩の儒者古野元軌が序を識した「河津伝記」二冊がある。上巻に河津氏の伝記、下巻には休意が所蔵する古文書四十五通を収めるが、この中には検討が必要となる文書が含まれる。上巻では伊豆国の地頭伊東祐親を祖とし、永仁元

年（一二九三）三月に河津貞重が長州より筑前国に入国したとする。下巻に収録された文書のうち原本が確認できるのは一通だけである<sup>5)</sup>。近年、和田秀作編『戦国遺文大内氏編』が刊行されている<sup>6)</sup>。大内氏関係の史料が編年で収録されており、「河津伝記」収録文書と比較することが容易になった。

本稿では大内政弘・義興・義隆代の河津弘業・興光・隆業について、大内氏の筑前国支配における軍事面での活動、代官と郡代としての役割を確認する。同時に河津氏の存在が宗像氏にどのような影響を与えたのか考察したい。河津氏と宗像氏との関係を考察することは、大内氏と宗像氏との関係を明らかにすることにもなると考えられる。

## 一 大内政弘と河津弘業

大内政弘は応仁・文明の乱後の文明十年（一四七八）八月二十七日、九州に渡海し対馬から入国していた少弐政資（頼忠・政尚）を破り筑前国支配を回復する<sup>7)</sup>。この時の史料に、家臣の相良正任が博多の聖福寺継光庵で十月一日から三十日までを記した「正任記」がある<sup>8)</sup>。宗像氏について「正任記」には、同年正月晦日に死去していた宗像氏郷の室家（飯田弘秀・亭松母）が政弘の御入国御祝言五百疋を進上したこと（十月一日条、Ⅱ一七三）、医王院（宗像市田島）の祐笑藏主が政弘と対面したこと（十月二日条、Ⅱ一七四）、大宮司宗像氏定が神馬の件で忌子禰宜を送ったことが書かれている（十月二十一日条、Ⅱ一七九）。氏定は氏郷の死後、大宮司となった弟氏国に替わり九月十八日に大宮司になっていた（「宗像宮

社務次第」乙本、Ⅱ一七二―一）。

河津氏については、文明十年十月十一日条に河津弘業が御樽十、御肴五種を糟屋郡福満庄旧宅に還補した祝儀として政弘に送ったとある（Ⅱ一七五）。福満庄は糟屋郡とされており、旧宅とあるように弘業はこれ以前から福満庄に居住していた。福満庄の初見史料になる。弘業は政弘から弘の諱を与えられていたと考えられる。

「河津伝記」には弘業が大内氏の本国防長に逃れ、所領を宛行われた史料がある<sup>9)</sup>。弘業は少弐勢の筑前国侵攻により防長に逃れたが、政弘と共に九州に渡海したと考えられる。氏定は文明元年七月九日に中国（防長両国）に上り、同十年八月二十七日に渡海している（「宗像宮社務次第」乙本、Ⅱ一七二―一）。氏定は大内氏の本国にいたが、政弘に従い渡海したことがわかる。

「正任記」の文明十年十月十八日条には「当国筑前衆并尾州寄子等数十人、於当国知行地給御下文畢」とあるように、大内氏の筑前衆と守護代陶弘護の寄子（与力）などへの大内政弘下文案文が書かれている（Ⅱ一七六）。この中には河津弘業・盛家・重種・四郎・成種がみえる（弘業と重種の本文は闕文）。盛家宛の下文には「糟屋郡西郷八町地<sup>桑原跡</sup>」とあるように糟屋郡西郷八町地の宛行い、四郎・成種宛は穂波郡内での宛行いになる。いずれも闕所地であったことから、政弘の筑前国回復に従った恩賞であり、五名はそれぞれ政弘と直接主従関係を結んだ筑前国の筑前衆であった。盛家以下は弘業と行動をともし、大内氏本国に逃れていたとも考えられる。盛家宛の下文には糟屋郡西郷と書かれている。「正任記」で西郷と書かれ

ているのはこの例だけであるが、西郷は糟屋郡西部一帯に比定される中世の郷である西郷の可能性がある<sup>(10)</sup>。

同年十月十九日条には、弘業が鯛五喉を政弘に進上しており、「近日就高鳥居城誘之儀在郷、今日参上候」とある(Ⅱ一七八)。弘業が高鳥居城の城誘のため在郷とあるので、鯛は福満庄の浦からのものであったと考えられる。城誘とは高鳥居城の修築と考えられる。高鳥居城の初見史料は文安元年(一四四四)六月十三日付井原次郎左衛門入道宛大内氏家臣連署奉書写で、井原次郎左衛門入道は大内教弘から糟屋郡篠栗内二町を「高鳥居定城衆領」として宛行われている(「群書抄録」Ⅱ一〇五)<sup>(11)</sup>。「任先例可知行之由候也」とあることから、高鳥居城が築かれ城衆の城料が設定されたのはこれより前になると考えられる。

井原氏の所領で西郷がみえるのは長祿二年(一四五八)七月二十日付の「西郷・篠栗給所之事、合拾貳町」を孫の井原太郎に譲る井原宗金讓状になる(「井原文書」Ⅱ一二五)。同年十一月二十五日付井原太郎宛大内教弘安堵状で、井原太郎は「筑前国宗像西郷内九町四段半并高鳥居城料所同国糟屋郡篠栗内貳町等」を祖父安芸入道宗金讓状に任せて安堵されている(「井原文書」Ⅱ一三〇)。西郷は宗像西郷とされており、西郷は城料とは書かれていない。西郷の割合が大きいことから井原氏は西郷に居住していたと考えられる。

「正任記」以前に弘業と西郷との関係を知らせる史料はないが、福満庄旧宅とあるように西郷に居住していた。高鳥居城の城誘を命じられていることから城衆であった可能性はあるが、史料では確認できない。井原氏を

含めた高鳥居城衆に西郷で城料が設定されていた可能性はあるが、同様に史料では確認できない。長祿二年の大内教弘安堵状には「宗像西郷」とあるので、それ以後、少なくとも政弘が筑前国を回復する文明十年までには西郷は糟屋郡とされていたと考えられる。

弘業の所領については河津弘業宛の文明十年十一月四日付毛利房信打渡状案(穂波郡大豆五町地)、同年十一月十三日付大内政弘下文写(鞍手郡吉川三十町)があるがいずれも闕所地の宛行いである(「大内氏実録土代」Ⅱ一八〇、四〇九。「河津伝記」Ⅱ一八一、四一一)。

「正任記」に戻ると文明十年十月十八日条に、「在宗卿領糟屋郡福満庄内公領分可為直務之由御判案文」があり、同日付の陶弘護宛大内政弘下知状を収録する(Ⅱ一七七、四〇七)。下知状写には「筑前国糟屋郡福満庄内勘解由小路三位在宗卿家領事、為直務可打渡之状如件」とある。福満庄内の勘解由小路在宗家領を在宗の直務とするので、在宗に打ち渡すよう政弘が守護代陶弘護に下知状を出している。在宗は礼のため政弘に参調している。

翌十一年の四月十三日付で河津弘業宛大内政弘下文が出されている(「河津伝記」Ⅱ一八二、四三五)。下文写には「筑前国粕屋郡西郷福万庄内料所在宗卿家領代官職事」について、「右以人所補于件職也、彼卿去々年(以)来有下向、在国之間可為直務、雖加下知渡遣代所畢者、早如先(元)為料所、嚴重可致其沙汰之状如件」とある。在宗が去々年から下向し在国の間は在宗の家領を直務としたが、代所を遣わしたので弘業が元のように料所として嚴重に沙汰するようにとある。去々年とは在宗が政弘と共に山口に下向した

文明九年のことをさしているであろう。政弘に従い筑前国に入国した在宗に家領（所領）が福万庄（福満庄）内の料所で与えられたが、一年もたずに代所が与えられ、弘業が元のように代官職に補任されている。これは在宗が筑前国を離れたからであろうか。

福満庄が料所とされたのは文明十年に政弘が筑前国を回復する前であり、「正任記」に弘業の旧宅還補の記事があることと、元のように料所として嚴重に沙汰するようになるとあることから、弘業は元々、料所とされていた大内氏の筑前国経営の拠点福満庄の代官であったことがわかる。下文写には「西郷福万庄」と書かれていることから、福満庄は西郷に含まれていた可能性が高い。

「河津伝記」収録の大内政弘下文写では福満庄について福万庄と書かれており、福万庄の初見史料になる。当時の史料で福満庄がみえるのは「正任記」のみであり、大内氏のもとでの福満庄の使用例は時代と史料が限られている<sup>(12)</sup>。但し、下文写について「河津伝記」では福万庄とあるが、「大内氏実録土代」には福満庄と書かれている<sup>(13)</sup>。「正任記」が書かれた翌年の史料であることから下文写には福満庄と書かれていた可能性があるが、明らかにできない。

ところで河津氏の居館は正蓮寺（福津市駅東）を中心とする亀山城であったと考えられている。西郷川を挟んだ対岸の上西郷ニホンスギ遺跡（調査面積二〇〇〇㎡）では掘立柱建物十九棟、溝十二条、土抗三十基、柱跡五〇〇基、井戸一基の遺構が確認され、建物群は溝によって区画された短冊形地割の町家に類似すると指摘されている。遺物については大内氏系らし

き杯が少量、十五世紀後半から十六世紀にかけての形式と見られる防長地域を中心に分布する防長型瓦質土器とよばれる類の足鍋、国産陶器、明代の青花（染付磁器）・白磁・青磁、朝鮮王朝時代の施釉陶器が出土している。これらは大内氏の博多貿易や宗像氏の朝鮮貿易によってもたらされたものであるうとされる。この他に漁網のおもりである管状土錘（重さ五グラム、長さ三センチ前後）、加工された軽石などが出土している。土錘は小規模な漁網や投網など河川の漁で使われたのであろうとし、軽石は土錘と共に漁網に付けた浮きと考えられるとされる<sup>(14)</sup>。

亀山城は部分的であるが二度にわたる発掘調査が行われている。二〇一五年度の調査では、防長型瓦質土器の摺鉢、足鍋、火鉢の小片が出土している。いずれも十五世紀から十六世紀代に位置づけられ、河津隆業・隆家親子の亀山城利用期間と重複するとされる<sup>(15)</sup>。この他に小片のため断定できないが十二世紀中頃から後半の所産の可能性がある白磁などが出土している。上西郷ニホンスギ遺跡出土の大内氏系らしき杯は大内系土師皿とされる。二〇一九年度の調査では足鍋片、十二世紀中頃から後半のものとされる同安窯青磁碗などが出土している<sup>(16)</sup>。

大内氏による福満庄支配の拠点であり、代官河津氏の居館が置かれた周辺には町家と考えられる建物があったことが明らかになる。漁具が出土していることから漁撈に携わる浦人の存在も考えられる。居館前面を流れる西郷川は防御の役割と共に、物流の役割があった。現在、海岸までは二・三kmほどある。当時の海岸線は明らかではないが、外洋を航海する船も直接、居館周辺に船を着けることができた可能性が高い。連歌師飯尾宗祇の



「筑紫道記」には、宗祇が文明十二年十月三日に香椎潟から箕亭(亭)の浦(現在福間海岸)を經由して宗像社に至り、宗像氏定に対面した記述がある(Ⅱ一九〇)。

玄界灘に面した浦の様子は書かれていない。浦は直接、玄界灘に面していたのではなく風波の影響を受けにくい居館の周辺にあったのではないだろうか。弘業が政弘に献上した鯛はこの浦(福満浦)からのものであったとすることができる。

大内氏関係の遺物からは、居館と周囲の整備は教弘の時期からで、本格的な整備は政弘による筑前国支配が比較的安定した時期と考えることができる。明代の青花以下の出土品は、福満庄が赤間関から博多にいたる航路上の要路に位置し、大内氏の軍事・物流の拠点として整備されたことを物語っている。前述した弘業が政弘に送った博多酒・鱈も福満庄で入手することが可能であった。福満庄管理の役割を担ったのが代官の弘業であり、この役割は興光・隆業に引き継がれていく。

文明十六年二月十八日付大内政弘下文で杉弘依は糟屋郡内頭考寺領打橋三十町代官職に補任されている(「杉隆泰家文書」五六六)。同日付河津弘業・大村重盛宛大内氏家臣連署奉書には、大内政弘の下文に従い杉弘衣の代理に打ち渡すようにとある(「永田秘録」Ⅱ一九六、「杉隆泰家文書」五六七)。連署奉書から隆業と大村重盛が糟屋郡の郡代であったと推定されている<sup>17)</sup>。政弘は郡代の整備を行っており、筑前国各郡の郡代が多数検出されている<sup>18)</sup>。

## 二 大内義興と河津弘業

大内政弘は明応四年(一四九五)九月十八日に五十歳で死去した。子の義興は文明九年(一四七七)に生まれており、政弘が死去した時は十九歳であった。政弘に敗れ肥前国に逃れていた少弐政資は政弘が死去した翌年の明応五年十一月頃から筑前国に侵攻している。これに対し義興は仁保氏・益田氏・平賀氏・天野氏などを九州に出兵させている(「平賀家文書」九四三他)。大内勢は明応六年三月十五日の御笠郡(三笠郡)筑紫村(筑紫野市)と城山の戦いで少弐勢を破っている(「三浦家文書」九四八他)。

三月二十三日には大内勢が少弐方の肥前国朝日城(鳥栖市)を攻め落としている。三月二十七日付河津光種宛大内義興感状写には、「去廿三日肥前国朝日城攻落之時、郎従被矢疵之由、神代紀伊守注進一見了」とある(「河津伝記」Ⅱ二一七一、九五四)。弘業の子光種の郎従の戦功に対し、筑前国守護代神代貞総から義興に注進状が出され、一見した義興から感状が出されているように、光種は貞総の指揮下にあった。同日付乃美家氏家宛大内義興感状は同文であるが杉武明が注進している(「浦家文書」九五三)。九州に渡海した大内勢は重臣の杉武明の指揮下にあった。河津氏など大内氏の筑前衆は守護代の貞総に率いられていたと考えられる。政資は四月十九日に肥前国の多久で自害したとされる<sup>19)</sup>。

義興は明応六年(一四九七)年六月二十一日付下文で、政弘が文明十年十月十三日付で弘業に宛行っていた穂波郡大豆塚(嘉穂郡桂川町)五町地が相違したので、代所三笠郡内野村三町地(麻生弾正忠跡)を宛行ってい

る〔江口文書〕Ⅱ二二八、九六五)。弘業の活躍に対するもので、大内氏に敵対した麻生弾正忠の所領が宛行われたのであろう。「河津伝記」に収録された文書の内、確認できる唯一の正文(原本)になる。下文には昨年以來、国中が錯乱となったが弘業は西郷で勲功に励み、子の与三光種と弟の六郎は高鳥居城に在城したことを神妙とし、追って賞を与えるとのある。子の与三光種と六郎が確認できる。弘業は西郷で勲功に励んだとあるが、これは居館によつての勲功であつたと考えられる<sup>20)</sup>。

明応六年の七月二十六日付益田宗兼宛大内義興書状には、「旧冬筑前国就忿劇、令進發候之処、去正月以來御出陣、殊筑前・肥前両国中依被摧手候、<sup>(大)</sup>太宰少式政資以下之凶徒不日遂対治候」とある〔益田家文書〕九七二)。河津勢が西郷で戦つた相手は少式勢であつたことがわかる。弘業宛の下文が出された同日付で井原道頼宛大内義興官途吹拳状などが出されている〔井原文書〕Ⅱ二二九、九六七七他)。

明応八年三月二十二日付河津六郎宛大内義興感状写には、「去年十二月五日於宗像郡西郷合戦之時、太刀討高名、殊僕従打死、旁以神妙、弥可抽勲功之状如件」とある〔河津伝記〕Ⅱ二二二、一〇二五)。少式政資は自害したが、明応五年以來の錯乱の影響が続いていたことがわかる。感状写には宗像郡西郷とあるが、西郷が宗像郡とされていたかは検討を要する。

宗像氏側の史料「宗像記追考」は義興の感状写を引用し、大友方が支援する大宮司宗像氏佐と大内方が支援する前大宮司宗像興氏が戦つた時のものとする(Ⅱ二二二―二二二)。氏佐と興氏は大宮司職をめぐり争つていた。明応八年の西郷での合戦を両者の戦いとするには他に史料もないが、宗像

氏内部での大宮司職をめぐる争いも筑前国の騒乱と関連しており、両者の争いが長引いた原因になつたと考えられる<sup>21)</sup>。

明応八年には明応の政変で將軍職を奪われた前將軍足利義尹(義材)が義興を頼り、山口に入る。義興は豊前国に軍勢を送り、幕府方の大友親治・少式資元(政資の子)勢と戦っている。大内勢は文龜元年(一五〇一)閏六月二十四日、仲津郡杵尾崎(行橋市)で大友勢に敗れ仁保護郷が討ち死にしている〔三浦家文書〕一一二七)。その後、大内勢は馬岳城(馬ヶ岳城・行橋市・みやこ町)を攻囲した大友勢・少式勢と七月二十三日に戦い勝利している。義興は九州に渡海した家臣をはじめ豊前・筑前両国の家臣に八月十三日付で感状を出している〔多々良氏家法〕一一二八他)。同日付の河津光種宛大内義興感状写には、「去月廿三日於豊前国馬岳城詰口、凶徒大友勢・同小式勢<sup>(小)</sup>、当日悉追討合戦之時、太刀討分捕、同郎従山田惣左衛門尉太刀討粉骨之次第、神代紀伊守貞総注進到来、尤感悦之至也、弥可抽勲功之状如件」とある〔河津伝記〕Ⅱ二二八、一一三四)。光種の活躍を注進したのは筑前国守護代神代貞総であつた。大内義興感状写からは、陶興房・内藤弘春・杉武連・神代貞総・杉弘依・杉興宣などが義興に注進していることがわかる。光種は筑前国守護代に従い転戦している。宗像氏については史料が残されていないが、大内氏に従つていたと考えられる。

### 三 大内義興と河津興光(光種)

永正元年(一五〇四)十一月二十七日付河津興光宛大内義興下文写には、「親父掃部允弘業所帯之事、任讓与之旨、興光相続了掌不可有相違之状如件」

とある〔河津伝記〕Ⅱ二三四―一、一一九六。大内義興は河津弘業が子の興光に譲った所帯を、弘業の讓状に任せて安堵している。宛名は与三興光とあるように光種は興光と改名していることがわかる。文龜元年（一五〇一）八月十三日付の大内義興感状写の宛名は与三とあつて改名していたかどうか明らかではないが、弘業から興光への代替わりにあわせて、義興から興の諱を与えられ改名した可能性が考えられる。具体的な所帯は明らかではないが、後述するように所帯には代官職は含まれておらず、大内氏から宛行われていた所領になる。

下文写と同日付の大内義興安堵状写には、「筑前国粕屋郡福万庄内大森神領四町、内社務職事、如先証専神役以余得勤仕武役、任親父掃部允弘業申請之旨、河津与三興光守先例可遂其節之状如件」とある〔河津伝記〕Ⅱ二三四―二、一一九七。義興が興光に粕屋郡福万庄内の大森社神領四町と社務職を安堵している。大森社（福津市上西郷）は西郷の惣社であつたと考えられる。河津氏は大森社の社務職を世襲し神領を管理していたことになる。安堵状写には粕屋郡福万庄と書かれている。西郷には井原氏などが居住していたが、河津氏が福万庄（福満庄）に鎮座する大森社の社務職を世襲していたとすれば、河津氏は西郷に居住する大内氏家臣の中心的存在であつたということになる<sup>22</sup>。

永正五年、義興は足利義尹（義植）を擁して上洛する。「河津伝記」には永正八年八月二十三日の船岡山の合戦で活躍した河津興光宛の九月二日付足利義尹御内書と、河津弘業・興光親子宛の九月二日付大内義興副状がある（Ⅱ二四〇―一・二、一三八七）。両通は偽文書であり、史料から河

津氏の上洛は確認できない<sup>23</sup>。船岡山の合戦では、義興に従い上洛していたと考えられる宗像興氏が戦死している〔仙巢稿〕Ⅱ三三九―一。

上洛中の義興は永正八年十一月五日付で河津興光に宛行状を出している〔河津伝記〕Ⅱ二四一、一四三二。宛行状には「筑前国鞍手郡吉川庄参拾町地之事、右旧領之旨所被宛行也、守先例全可領知之状如件」とあるように、鞍手郡吉川庄三十町は旧領であると宛行っている。「河津伝記」はこの宛行いを船岡山合戦での恩賞とする（Ⅱ二四〇―三）。しかし、同時に恩賞として義興が家臣に所領を宛行つた例は知られない。

年未詳七月二十五日付弘中武長・神代武総宛権律師快竹申状には、「今度御半済刻、為足付、鞍手郡植木庄并同郡赤間庄春秋以御反銭社納之通雖蒙仰候、去永正八<sup>辛未</sup>歳ヨリ一円不渡給候」とある〔満盛院文書〕Ⅱ二四三、二二四六。満盛院の快竹は大内氏が太宰府天満宮満盛院領（早良郡戸栗・重富・福岡市早良区）に半済を行った時、足付けとして鞍手郡植木庄（直方市）と赤間（赤馬）庄からの反銭が納入されるようにされたが、永正八年より納められてないと大内氏に訴えている〔戦国遺文大内氏編〕は永正九年から十四年のものと思われる。赤馬庄は永正八年までに鞍手郡とされていた。宛名の神代武総は早良郡代になる<sup>24</sup>。

大永六年（一五二六）五月二十一日付太宰府満盛院宛大内氏家臣連署奉書には、「当院領内早良郡部栗・重富両所内捌拾町地事、可為御暫借候、子細者、当時為千葉殿御堪忍料所為可被遣候、（中略）老師快竹至京都令参上、以陶尾張守就愁訴、被聞召分御還補之間、鞍手郡段銭内百貫文被仰付、遂其節由被申上之通致披露、被成御分別候、然者其時之奉書銘々可有



上進之由候、聊不可有遅々候」とある（「満盛院文書」Ⅱ二五二一、一八六〇）。義興は満盛院領の早良郡部栗（戸栗）・重富のうち八十町を千葉殿に堪忍領として遣わしている。これに対し満盛院の快竹が陶興房を通じて義興に愁訴した結果、鞍手郡の段銭の内百貫文が満盛院に渡されるようにされている。千葉殿は肥前国の千葉胤勝のことで義興のもとに逃れてきていた。

同日付で御笠郡代の神代四郎左衛門尉（興総）宛と鞍手郡河津興光宛の大内氏家臣連署奉書が出され満盛院宛の内容が伝えられている（「満盛院文書」Ⅱ二五二二・三、一八六一・二）<sup>25</sup>。河津興光宛には、「以当郡段銭内毎年百貫文宛对当院有勘渡、執請取状可被備公勘之由候」とある。大内氏は興光に、鞍手郡からの段銭の内から毎年百貫文を満盛院に渡し、請取状を取り公勘に備えるように命じている。公勘とは大内氏による帳簿確認の意味であろうか。連署奉書からは興光が鞍手郡の郡代であったことが明らかになる。大内氏は満盛院、同院が所在する御笠郡の郡代、鞍手郡代の間で齟齬が生じないよう、それぞれに連署奉書を出している。

同年十一月十六日付神代興総宛大内氏家臣連署奉書には、「早良郡当院領為戸栗・重富両所替、鞍手郡赤馬庄以段銭内百貫文事、快真仁可令勘渡由、对河津民部丞成奉書候」とある（「満盛院文書」Ⅱ二五三、一八七九）。鞍手郡の段銭百貫文は、鞍手郡とされていた赤馬庄からの段銭であった。興光は百貫文を満盛院の快真に渡すよう命じられている。

赤馬庄の他に野坂庄も鞍手郡とされている。年未詳十一月十五日付宗像氏俊宛大内持世安堵状には「筑前国宗像野坂庄」とある（「宗像神社文書」

Ⅱ一〇二）。大内持世は野坂庄について、社領として先年に知行したが近年中絶したので、先例に任せて宗像氏俊に安堵している。但し、宇佐宮への正税は無沙汰しないようにとある。持世は嘉吉元年（一四四一）七月二十八日に死去している。

文明二年（一四七〇）十月日付の宇佐宮前大宮司宇佐公弘による僉議状案には、筑前国で少式頼忠が横領した神領の中に「鞍手郡野坂庄」がある（「到津文書」Ⅱ一五二一・二）。これまでに野坂庄は鞍手郡とされていた。野坂庄については不明なところがあるが、後述するように天文十五年（一五四六）には、大内氏の料所とみえている。宗像氏にとり鞍手郡と遠賀郡への要路に位置する赤馬庄と野坂庄は鞍手郡とされ、大内氏に抑えられたことになる。興光は鞍手郡代として赤馬庄からの段銭徴収に関わっていた。更に隣接する西郷には大内氏の料所が設定され、所領を宛行われた家臣が居住していた。弘業・興光は代官であり、弘業は糟屋郡の郡代であったと推定されている。河津氏は宗像氏の領主制を制約し、宗像氏の動向を監視する存在であったとすることができる。

大永七年八月六日付の大内義興安堵状写には、「親父民部丞興光所帯事、任譲与之旨、河津新四郎長祐相統領掌不可有相違之状如件」とある（「河津伝記」Ⅱ二六二一、一九三三）。興光は所帯を新四郎長祐に譲っており、義興は興光が長祐に譲った所帯を譲状に任せて安堵している。安堵状写からは、後に隆業と改名する隆業の初名が長祐であったことがわかる。同日付の大内義興補任状写には、「筑前国福万庄代官職事、任父民部允興光申請之旨、河津新四郎長祐所補彼職也者、早守先例可致其沙汰之状如件」と



ある（『河津伝記』Ⅱ二六二―二、一九三四）。義興は福万庄（福満庄）の代官職を興光の申請により長祐に安堵している。興光が代官であったこと、所帯には代官職は含まれていないことがわかる。

河津氏の系図には、興光が永正八年の船岡山合戦の時には十六歳であったとするものがある（『宗像郡誌』下編）。系図に従えば大永七年は三十二歳になる。

#### 四 大内義隆と河津隆業（長祐）

永正十五年（一五一八）に京都からもどった大内義興は、享禄元年（一五二八）十二月二十日、五十二歳で死去する。義興の後は子の義隆が家督を継ぐ。義隆は永正四年（一五〇七）十一月十五日に生まれており、二十歳であった。

享禄五年七月頃には、將軍足利義晴による上洛要請の対立などから、大友義鑑（豊後国）を中心に武田光和（安芸国）・尼子経久（出雲国）などによる大内氏包囲網が形成されつつあった。天文元年（享禄五・一五三二）九月十九日には、宗像氏延が河津隆業の宅所を襲い、氏延が討ち取られている。隆業は同日付で次に掲げる分捕手負人数注文（『河津伝記』Ⅱ二七二―一、二五〇二。以下、注文写とする）を作成し、筑前国守護代杉興長に提出している。興長は注文写を義隆に送り、義隆は注文写を一見し隆業の戦功を確認して袖の部分に花押を据え、おそらく興長經由で隆業に送り返している。

龍福寺殿袖判

一見了、

今日十九日大友勢為先、宗像新四郎氏延自立花要害、至隆業宅所取懸、自卯時至未剋防戦、郎従・僕従太刀討粉捕手負人数注文

頸一 宗像新四郎氏延

頸一 宗像被官 大和左衛門尉 遠藤彦左衛門尉討捕之

頸一 吉田彈正忠 源左衛門討捕之

頸一 市丸兵庫允 源左衛門討捕之

頸一 櫛部 遠藤新兵衛尉討捕之

頸一 名字不知 庄司四郎討捕之

頸一 名字不知 助右衛門討捕之

頸一 名字不知 七郎左衛門討捕之

手負

山鹿清左衛門尉 遠藤神四郎

中河原源兵衛尉 井田新右衛門尉

山田藤左衛門尉 藤田平兵衛尉

庄司四郎 遠藤彦左衛門尉

中野新七 長谷川新三郎

八郎左衛門 藤次郎

藤五郎 六右衛門

又次郎 助右衛門

小六

以上

享禄五年九月十九日 河津新四郎

隆業

杉豊後守殿

注文写からは、河津長祐が隆業と改名していたことがわかる。義隆から隆の諱を与えられ改名したと考えられる<sup>(26)</sup>。享禄五年は七月二十五日に天文と改元されているが、義隆はしばらく享禄の年号を使用していた。

注文写には大和左衛門尉以下を討ち取った隆業の郎従と僕従七人、負傷した郎従と僕従十七人が書かれ、僕従源左衛門は二つの首を討ち取っている。遠藤彦左衛門尉・庄司四郎・助右衛門は負傷者にも書かれているので、注文には隆業の郎従十一人と僕従九人が書かれている。

誰が宗像氏延を討ち取ったかは書かれていないが、享禄五年(天文元)九月二十五日付河津隆業宛大内義隆感状写には「隆業討氏延頸到来」とある(「河津伝記」Ⅱ二七二―三、二五〇九)。氏延を討ち取った隆業が注文を作成したので、空白にしたのであろうか。感状写には「其外為宗者九人討捕」とも書かれている。義隆は隆業に太刀一腰を贈り、賞を与えることを約束している。注文写には隆業の郎従・僕従だけが書かれており、井原氏など西郷の大内氏家臣についての史料は残されていない。

注文写には、この戦いは大友勢の先(先陣・先手)として氏延が立花要害(立花城)から出陣し、隆業の宅所を攻めた戦いで、早朝の卯剋(朝の六時頃)から未剋(昼の二時頃)まで続いたとある。長時間にわたる戦いのわりには、戦死者・負傷者は少なかったということが出来る。断続的な攻防戦だったのだろうか。

翌年の天文二年八月三日付河津隆業宛大内氏家臣連署奉書写には、昨年立花親貞と氏延が御料所西郷に乱入とあるように、大友氏から立花城を預かっていた城督の立花親貞勢も加わっていた(「河津伝記」Ⅱ二八二、二五九五)。この戦いは注文写に「大友勢為先」とあるように、筑前国の大内氏と大友氏の本格的な戦いの始まりといえることができる<sup>(27)</sup>。奉書写には福万庄(福満庄)ではなく御料所西郷とあるが、福万庄と御料所西郷は同じ場所をさしていたと考えられる。

西郷は前述のように赤間関と博多を結ぶ航路上に位置し、大内氏の料所が設定され、所領を宛行われた家臣が居住する大内氏の軍事的な拠点であるとともに、湊と浦の機能を持つ物流の拠点であった。氏延と立花親貞の大友勢が西郷を襲ったのは、西郷が大内氏にとって重要な場所であったからである。

敗死した氏延は宗像氏の系図にはみえないが、宗像氏の一族と考えられる。氏延とともに討ち取られた宗像被官大和氏、吉田氏、市丸氏は宗像氏家臣にみえる。弘治二年(一五五六)正月二十日付占部尚安宛の宗像氏家臣が連署した給田数坪付状写には、東郷で大和左衛門尉給一町六十歩、浅町村郷で吉田弾正忠給五町三反と大和左衛門尉給七町二反半がある(「新撰宗像記考証」Ⅱ三六八―一)。大和左衛門尉以下の所領が闕所とされ、占部尚安に宛行われている。吉田弾正忠については、吉田氏の系図に氏延に従い川津隆家(河津隆業)を攻めて西郷で戦死、と書かれているものがある(「吉田氏系伝」Ⅱ二七二―一八)。氏延に従い敗死した大和左衛門尉以下は宗像氏家臣であった。

この頃の宗像社の大宮司は宗像正氏であった。正氏は享禄五年九月一日付大内義隆加冠状で義隆から隆の諱を与えられ黒川隆尚と改めている(「谷村一太郎蒐集文書」二四九七)。隆尚は大宮司職をめぐり一族で争っているが、氏延はみえない。氏延は宗像氏の一族であるが、大友氏に属し立花城にいたと考えられる<sup>(28)</sup>。

大友勢の攻撃を受けた義隆は、一族で周防国守護代陶道麒(興房)などを筑前国に送る。天文二年の三月九日付河津隆業宛大内義隆感状写には、「立花要害計策次第、陶入道注進候、今度隆業最前以来忠節非一之状、異于他感覚候、必可抽賞<sup>(候イ)</sup>之状如件」とある(「河津伝記」II二七九、二五六三)。隆業の立花要害(立花城)に対する計策の次第が陶入道(道麒)から義隆に注進され、感状が出されている。隆業は陶勢に属していたと考えられる。

立花城責めには黒川隆尚も出陣しており、天文二年の三月二十六日付で矢傷を被った家臣の石松修理進に感状を出している(「児玉韞採集文書」II二八〇一三、二五六六)。同年の四月五日付温科弥左衛門尉宛大内氏家臣連署奉書には、温科弥左衛門尉の僕従小八が立花要害攻口で負った矢傷について、隆尚が注進してきたので大内氏に披露したとある(「竹井文書」II二八一、二五六九)。温科氏は大内氏の家臣で、隆尚に預けられた奇子と考えられる。隆尚が温科氏の活躍を義隆に注進していることから、陶勢とは別に一軍を率いていた可能性が高い。隆尚は天文二年かと考えられる四月五日付で、義隆から「立花之儀連々調法之次第」について感状を出されているように、立花城攻めで活躍している(「大阪宗像文書」II二八一、

二五六八)。

大内氏の城攻めで立花城は落城する。天文二年の四月十一日付陶道麒宛宗盛賢書状案(「大永享禄之比御状并書状之跡付」二五七五)には、「立花落城之由承候」とある。対馬の宗盛賢に陶道麒から立花城が落城したという知らせが届き、それに対する返書になる。大内氏と大友氏との戦いは、大内氏に有利に展開している。同年九月十六日付河津丹後守が義隆から感状を出されている(「河津伝記」II二八三、二六〇二)。丹後守は大内勢が九月七日に筑紫新四郎正広(正門カ)の肥前国基肆郡宮尾要害を落城させた時、内山田奎左衛門を討ち取っている。筑紫氏は少弐資元に従っていたと考えられる。資元は大友氏と結び大内氏と戦っていた。「藤原姓伊東河津之家系」(「河津伝記」)では丹後守を隆業の弟隆載とする。宮尾要害は明らかではない。義隆は天文五年五月に朝廷から大宰大弐に任官され<sup>(29)</sup>、同年九月には大内勢に攻められた資元が肥前国小城郡で自害したとされる<sup>(30)</sup>。

義隆は大友氏との戦いを有利に進めるが、両者の間で和議が成立したの

## 五 河津隆業の所領と役職

河津隆業は享禄五年(天文元…一五三二)三月三日付大内義隆下文で三笠郡内西小田(筑紫野市)十二町地を、祖父以来の給地の内、不知行が所々あるので代所として宛行われている(「河津伝記」II二七〇、二四七一)。



同地は近年筑紫新四郎（正門）が知行していたとある。大内義隆と少弐資元との戦いの結果、少弐氏家臣筑紫氏の所領が闕所とされ、隆業に宛行われたのであろう。大内氏と少弐氏との戦いは、宗像氏延が隆業の宅所を襲う前から始まっていたことになる。隆業は大内氏が筑紫氏から没収した所領（闕所）を宛行われており、同地の支配は難しかったと考えられる。

天文元年九月十九日に宗像氏延などの攻撃を退けた隆業は、其の賞として前述の天文二年八月三日付大内氏家臣連署奉書で、糟屋郡の上下府（新宮町上府・下府）八十町の代官とされている。その後、天文四年二月四日付大内義隆下文で隆業は「粕屋郡香椎郷内上府四拾町地」を宛行われ、同所下府四十町は代官職を元のように沙汰するよう命じられている（「河津伝記」Ⅱ二九一、二七四一）。香椎郷は元々、立花城などとともに大友氏の筑前国の御分領であった。上下府は立花城の落城で大内氏が支配するようになったと考えられる。隆業は大内氏が料所とした上府・下府の代官とされ、その後上府四十町を宛行われている。大友氏との戦いは続いており、重要な占領地を隆業は任されたことになる。

天文九年正月二十九日付大内氏家臣連署奉書で隆業は糟屋郡内小中庄（篠栗町尾仲）の代官とされている（「河津伝記」Ⅱ三〇一）。篠栗町と須恵町との境界にある岳城山には高島居城があり、小中庄は元々、大内氏が支配していたと考えられる。小中庄は「先護心院抱之」とあるが、護心院については不明。奉書で隆業は「正税四十石」と「夫料拾貫文」を毎年厳重に公納するよう命じられている。

隆業は西郷に加えて上府・下府と小中庄の代官とされているが、上府・

下府は天文七年の大友氏との和睦で大友氏に返還された可能性が高い。三笠郡内西小田十二町の給地もその後は不明。小中庄代官職はそれらの代わりであったことが考えられる。戦時において隆業に代官職が与えられたのは、戦いで戦功に加えて、代官にふさわしい有能な人物であったからであらう。

前述のように、隆業の父興光は鞍手郡代であり、大内氏から鞍手郡とされていた赤馬庄からの段銭の内、毎年百貫文を満盛院に渡すよう命じられていた。

享祿二年五月二十三日付満盛院宛大内氏家臣連署奉書からは、鞍手郡赤間（赤馬）庄からの段銭百貫文の内、二十貫文が満盛院の願いにより穂波郡大日寺領段銭二十貫文と差し替えられたことがわかる（「満盛院文書」Ⅱ二六五―一、二三一〇）。連署奉書には二十貫文は既奉行弘中正長と沼間敦定の裁判（管理）で収納させるといふ、大内氏の意を奉じた奉書を隆業に出すともある。鞍手郡赤馬庄の段銭収納に郡代の隆業が関わっている。大日寺は飯塚市になる。

享祿三年の九月十四日付満盛院宛大内氏家臣連署奉書によれば、千葉胤勝は肥前国に戻っているが、戸栗と重富は小原伊予守に与えられたので、満盛院は前々のように鞍手郡段銭百貫文を進止するようにとされている（「満盛院文書」Ⅱ二六八、二四一七）。

天文三年の十二月二十三日付で沼間興国が出した満盛院御同宿中宛返報には、「所詮対当院、河津収納未進分六拾余貫事、可被 仰付之由候」とある（「満盛院文書」Ⅱ二九〇、二七三四）。満盛院に納められるはずの段

錢百貫文の内、六十余貫を隆業が納めていないことがわかる。書状の文末には「明春委細又示預候者、対河津可遣奉書候」とあるように、詳しいことは来春、満盛院から知らせてもらえば隆業に奉書を出すところである。未納分は隆業による意図的な滞納の可能性も考えられる。

天文十五年四月二十六日付杉興運宛大内氏家臣連署奉書写は満盛院領戸栗・重富の内、八十町を大内氏が「借召」しており、これに対し満盛院の快間が守護代杉興運を通じて愁訴した回答になる（「太宰府満盛院古証文写」上）<sup>31</sup>。

「借召」は先例に任せてそのままとされているが、鞍手郡段銭の内から百貫文が扶助され社役を務めることは迷惑ということが認められ、鞍手郡野坂・赤馬両所の御土貢米（百石）を以て当年より「勘渡」（勘定し渡す）とされている。本文には闕文があり「勘渡之由、御代官対貫 [ ] 付候」とある。八十町については龍造寺（胤栄）帰国の時に還補するとある。

天文十五年五月二日付中村国延・年光仲秀宛貫隆仲書状写には、野坂・赤間両所御土貢の内百石を来秋より毎年、満盛院に「勘渡」するよう奉書が出されたので、収納の時は請取状を執り「勘定」に備えるようにとある（「太宰府満盛院古証文写」下）。中村と年光は貫氏の家臣とされる。天文十五年六月十二日付陶隆満・青景隆著宛杉興運書状写には、戸栗・重富両所について「有御半済、龍造寺宮内大輔被預遣候条、先給主分年打渡申候」とあるように、半済のうち給主分が龍造寺胤栄に渡されている（「太宰府満盛院古証文写」下）。

天文十五年の十月十九日付満盛院宛年光仲秀・中村国延連署書状には、「御料所野坂・赤馬御土貢米百石を満盛院に「勘渡」することを、五月二

日付貫隆仲奉書と六月十一日付満盛院快間書状により、地下役人徳重新四郎に申しつけたとある（「満盛院文書」Ⅱ三一六）。満盛院の愁訴により、赤馬庄からの段銭百貫文のかわりに御土貢米百石が渡されるようになっていく。連署書状には御料所野坂・赤馬とあるように野坂と赤馬は料所とされていた<sup>32</sup>。鞍手郡代であった興光・隆業親子は赤馬庄からの段銭・土貢米収納、隆業は野坂庄からの土貢米収納を通じて赤馬と野坂に関わり、影響力を強めていたと考えられる。

天文十六年八月二十七日付満盛院宛貫隆仲・杉宗長書状写からは、龍造寺胤秀が帰国したので両所は還補されるようになったことがわかる（「太宰府満盛院古証文写」下）。野坂・赤馬両所から満盛院への御土貢米百石は必要なくなったと考えられる。

郡代に関連して年末詳十一月二十六日付河津隆業宛大内氏家臣連署書写には、「雖被副置陶尾張入道御料所并郡役事存知之条、可被帰郡之由、対道麒麟被仰出候、存其旨、早々令帰郡、公用執沙汰肝要之由候」とある（「河津伝記」Ⅱ二九五）。佐伯氏は隆業が陶道麒麟に副置かれて軍事行動を共にしていたが、この時、「御料所并郡役事存知」しているため帰郡して「公用執沙汰」が命じられたこと、御料所とは大内氏直轄領であり、「郡役」とは鞍手郡代のことであろうとし、御料所経営と鞍手郡代としての「公用執沙汰」のために、帰郡が命ぜられたとする<sup>33</sup>。道麒麟が天文初年、九州に出陣中の郡代に関わる史料になる。隆業が軍事面と郡役の重責を担っていたことが明らかになる。

ところで糟屋郡の郡代については弘業と大村重盛が郡代であったと推定

されているが、他の郡代は知られない。弘業は料所である糟屋郡の福満庄（福万庄）の代官であったが、料所は大内氏領国下で糟屋郡とされていたと考えられる。連署奉書写の御料所とは福万庄（御料所西郷）を指しているとも考えられる。そこからは郡役が糟屋郡代の郡役であり、隆業が糟屋郡代であった可能性が考えられる<sup>(34)</sup>。

天文十八年には八月二十七日付で河津隆業・米多比家兼宛大内氏家臣連署奉書が出されている（『宗像神社文書』Ⅱ三三四）。奉書は天文十六年に死去した黒川隆尚が子の黒川鍋寿丸（宗像氏貞）に与えた割分地に関し、隆尚が義隆の命により猶子としていた宗像氏男（黒川隆像）との間で起こった相論に関して出されている。

隆尚が死去した天文十六年から起こった相論について、大内氏は天文十七年に上使（使者）を送り、十六年と十七年の土貢（年貢）以下を押さえ置いている。鍋寿丸の被官が相抱える十六年の土貢については、既に自務したので今更、其の弁は迷惑という訴えを認め、天文十六年の米錢中途以前分は催促を止めるようにしている。自務したとは、役目、勤めは果たしたという意味であろうか。隆業は現地で土貢の差し押さえなどの実務にあたっていたので、奉書が出された可能性が高い<sup>(35)</sup>。

大永七年（一五二七）に隆業は大内義興から福万庄代官職を安堵されていた。米多比家兼は天文十八年七月三日付大内義隆宛行状で鞍手郡野坂・赤馬両庄の代官職とされている（『米多比善治文書』Ⅱ三三二―一）。同年の七月十三日付大内氏家臣連署書状（同三三二―二）には、本地米多比（古賀市米多比）七十五貫は「以時分可有所勘候」とある。本地は時期をみて

与えるとの意味であろう。家兼は名字の地である米多比を離れており、本地は大友氏に従った米多比氏一族が支配していた<sup>(36)</sup>。

隆業と家兼宛に相論についての結果が伝えられる奉書が出されたのは、隆業が鞍手郡（或いは糟屋郡も）の郡代と福万庄の代官、家兼が赤馬・野坂両庄の代官であったからであろう。二人は土貢の押さえ置きに関わっていたと考えられる。

### おわりに

大内氏が筑前国守護となったのが確認されるのは大内教弘の代であり、領国経営の拠点である高鳥居城の城衆井原氏などが西郷に所領を宛行われ居住するようになる。河津氏の出自は不明だが、西郷に居住していた。応仁・文明の乱がおこると大内政弘は上洛するが、文明十年（一四七八）に九州に渡海し筑前国を回復する。大内氏の本国（防長両国）に逃れていた河津弘業と宗像氏定も政弘に従い渡海している。

弘業は政弘が上洛する前から糟屋郡の福満庄（福万庄）に居館を構えていた。筑前国回復後、政弘は福満庄内の勘解由小路在宗家領を在宗の直務としたが、まもなく弘業が代官とされている。弘業は大内氏本国に逃れる前は福満庄の代官であったと考えられる。福満庄は「正任記」が初見であるが、その後も河津氏が福満庄の代官であったことから、福満庄は西郷に設定された料所をさしている可能性が高い。しかしその範囲など不明な点が残される。

福満庄を含む西郷は赤間関と博多を結ぶ航路上の要地であった。西郷に



は料所が設定され、所領を宛行われた家臣が居住する軍事的な拠点であると共に、河津氏の居館を中心に湊と浦の機能もあわせ持つ物流の拠点でもあった。西郷の整備が本格的に進められるのは、大内政弘が筑前国を回復してからと考えられる。

河津弘業・興光・隆業は福満庄の代官であった。更に弘業は糟屋郡代と推定され、興光と隆業は鞍手郡代であった。隆業は糟屋郡代でもあった可能性がある。河津氏が高鳥居城衆であった可能性はあるが、郡代と代官の役割が大きかった。

大内氏領国下で西郷は糟屋郡とされていたと考えられ、鞍手郡とされた赤馬庄・野坂庄は大内氏の料所とされている。隣接する宗像社の大宮司宗像氏は周囲を大内氏の料所に囲まれていた。宗像氏は宗像正氏が大内氏の一族とされたように大内氏に属していたが、大宮司職をめぐる一族間の争いが続いていた。大内氏は常に宗像氏の動向を監視する必要があった。この役割を担ったのが河津氏であった。この役割は大内氏の滅亡まで続くことになる。

(元福岡県立図書館職員)

## 註

- (1) 観応二年(一三五一)十一月二日付で足利尊氏が「大友文書」『宗像市史』古代・中世史料編Ⅰ(宗像西郷などを宛行っている)、『宗像市史』古代・中世史料編Ⅰ(宗像市、一九九五年)中世Ⅰ三七二、瀬野精一郎編『南北朝遺文九州編』第三卷(東京堂出版、一九八三年)三二四二。同三年一月十六日付、少弐宗祥

(資経)が作成した亡父少弐妙恵(貞経)の所領注文写に宗像西郷がある(『筑紫古文書追加』『宗像市史』中世Ⅰ三七八、『南北朝遺文九州編』第三卷三三二)。川添昭二『九州中世史研究』(吉川弘文館、一九八三年)第一部四(初出一九九六年)参照。

(2) 佐伯弘次「大内氏の筑前国支配―義弘期から政弘期まで―」(『九州中世史研究』一(文献出版、一九七八年)三四四・三四五頁。A論文とする)。

(3) 佐伯A論文。同「大内氏の筑前国守護代」(『九州中世史研究』二、一九八〇年、B論文とする)。同「大内氏の筑前国郡代」(『九州史学』六九、一九八〇年、C論文とする)。河津氏が郡代であったことはA・C論文による。河津氏についてB論文で次のような指摘がされている(三二三―三二五頁)。

①筑前国人で明応五年十一月以来高鳥居城に在城しており高鳥居城衆であったと考えられる。

②主従制的にも統治権的にも直接大内氏と結びついていた。

③所領は穂波郡・鞍手郡・粕屋郡・三笠郡に散在しているが、特に粕屋郡に集中。

④多くの代官職を宛行われているのも一つの特徴。

⑤中規模の国人領主であったと考えられるが、散在所領で、代官職の占める比重が大きいことからその基盤は脆弱性を有していた。

井原氏については森山恒夫「史料紹介井原家文書」(『九州史学』一七、一九六一年)、佐伯A・B論文、拙稿「室町・戦国時代の筑前国井原氏」(『七隈史学』二一、二〇一九年)参照。深川氏については古賀俊祐「資料紹介深川文書」田村杏志郎「中世近世移行期を生き抜いた―大内氏被官―深川氏の研究―」

『市史研究ふくおか』二二、二〇一七年）参照。

史料では井原宗金は宗全ともあるが、拙稿と同様に本稿では宗金としている。

- (4) 戦国時代の宗像氏については『新修宗像市史いくさと人びと』（二〇二二年）第二章参照。

- (5) 明応六年（一四九七）六月二十一日付河津弘業宛大内義興下文（江口文書『宗像市史』史料編中世Ⅱ〈宗像市、一九九六年〉二一八。同書からの引用はⅡ二一八のように略し引用する）。「河津伝記」は伊東尾四郎編『宗像郡誌』下編（一九三二年）に収録。「藤原姓伊東河津之家系」（『河津伝記』）には、河津隆家から子の晴気氏澄、孫の河津祐広と続き祐広の娘が匹田（疋田）宗氏の妻となったので河津家代々の文書は疋田家に伝わるとある。

- (6) 第三巻の天文八年まで刊行（東京堂出版、二〇一六年・二〇一七年・二〇一九年）。同書からの引用は史料番号を記載した。中世Ⅱと異なる史料からの引用、史料名、本文などの異同については同書を参照。本稿では同書に従い中世Ⅱから改めたところがあるが、煩雑になるので一々は示していない。二〇二〇年には山口市から『大内氏受発給文書目録』が刊行された。

- (7) 「蜷川親元日記」の十月二十四日条には、「大内政弘、八月廿七（日脱）渡港（船方）豊前国、九月十六日豊前、筑前両国打取之由、注進到来、九月十八日之書状也」とある（『大日本史料』第八編之十、六八九頁）。

- (8) 「正任記」は『山口県史』史料編中世Ⅰ（山口県、一九九六年）による。『宗像市史』史料編中世Ⅱには宗像氏と河津氏に関する箇所を収録。

- (9) 文明二年九月二十六日付河津弘業宛大内政弘宛行状写（『河津伝記』Ⅱ一五〇、九四）には長門国豊田郡田耕村三十町（山田左衛門尉跡）、同年十一

月六日付河津弘業宛大内政弘宛行状写（『河津伝記』Ⅱ一五三、九六）には長門国厚狭郡山河内二十町足（広田淡路守跡）、文明三年四月二十五日付美和大炊助・江口貞経宛大内氏家臣連署奉書写（『河津伝記』Ⅱ一五七、二二五）には周防国吉敷西中村国清寺領半濟拾余町地（イ）（大屋修理亮跡）とある。和田氏は二通の大内政弘宛行状写を様式や内容に検討が必要としている。「河津伝記」は弘業が政弘と共に応仁元年（一四六七）に上洛したとするが、他の史料で確認することはできない（Ⅱ一四二）。

- (10) 日本歴史地名大系『福岡県の地名』（平凡社、二〇〇四年）。糟屋郡糟屋西郷（宗像郡）西郷については、文明七年二月二十日付深川弘国宛大内政弘下文で深川弘国が「筑前国糟屋西郷拾壹町地（温科左近將監跡）」を宛行われている（『青柳種信関係史料』Ⅱ一六四、二二〇）。和田氏は様式や内容に検討が必要としている。注3で「深川文書」を紹介した古賀氏は真偽について保留としている。

- (11) 「今川家文書」には「群書抄録」収録の大内氏家臣連署奉書写を含む「井原文書」の写が含まれている（『山口県史』史料編中世三（二〇〇四年））。註3拙稿では糟屋郡高鳥居城の城衆とされ宗像郡西郷に城料・所領を与えられ居住した家臣の中に井原氏がいるとした。井原氏に西郷で城料が宛行われた史料は確認できない。

勘解由小路在宗については森茂暁「大内氏と陰陽道―大内政弘と賀茂在宗との関係を中心に―」（『日本歴史』五八三、一九九六年）がある。森氏は賀茂氏の有力庶流であった在宗が大内政弘と共に文明九年十一月に周防へ下向したと考えられ、文明十八年五月までは周防にいたとする。

- (12) 福満については時代が下るが(天正九年カ…一五八一)二月二十日付安東連直宛戸次道雪預状写に「福満上拾三ヶ所之事、預進之候」とある(「立花右衛門大夫同兵庫助宛感状写」Ⅱ六〇四)。
- (13) 『大日本史料』第八編之十一、三九五頁。
- (14) 「上西郷ニホンスギ遺跡現地説明会」資料、二〇一〇年。
- (15) 『亀山城』福津市文化財調査報告書一九、二〇一七年。
- (16) 『亀山城第2地点』福津市文化財調査報告書三一、二〇二〇年。
- (17) 佐伯A・C論文で二人を郡代と推定している。
- (18) 佐伯A・C論文。
- (19) 「太宰少弐系図」他(竹内理三・川添昭二編『太宰府・太宰府天満宮史料』巻十四〈太宰府天満宮、一九九三年〉六七〜七八頁)。
- (20) 「河津伝記」は明応五年十一月に大友(親治)・少弐(政資)両勢が大内領に侵攻したので、弘業は飯盛の城(福津市)、嫡子光種(興光)・次男綱家は高鳥井(高鳥居)の城で防戦したとする(Ⅱ二一五)。
- (21) 「宗像宮社務次第」甲本には「七十一代興氏 七十二代氏佐強入部也、七十三代興氏還補也、七十四代氏佐強入部也、七十五代興氏還補也」とある(Ⅱ二二一参考史料)。
- (22) 安堵状写からは大森社が福万庄に含まれることになる。文明十一年十月十四日付河津弘業宛大内政弘下文写では、「筑前国粕屋郡福万庄内令寄附大森神社祭田四町地事」について、「右早可興隆社務職人、猶於余得之地、可加与武役者也、仍下知状如件」とある(Ⅱ一八四一、四六四)。「河津伝記」は大内政弘から神領四町を寄附され、社務職興隆は弘業の進退とされたとする(Ⅱ一八四一二)。和田氏は下文写の様式や内容に検討が必要としている。大内義興安堵状写についても検討の余地が残されていると考えられる。文明十一年の大内政弘下文写は『筑前国風土記拾遺』(文献出版、一九九三年)にも収録されているが、文明十年とある(巻之三十七宗像郡中、大森神社)。十一年の誤写と考えられる。
- (23) 拙稿「河津氏と鯨伝説」(『文化福津』一五、二〇二〇年)。和田氏も大内義興感状写の様式や内容に検討が必要としている。
- (24) 佐伯A・C論文。
- (25) 佐伯C論文では神代四郎左衛門尉を早良郡代とするが、同論文を収録した『九州大名の研究』(吉川弘文館、一九八三年)の追記で三笠郡代とする。四郎左衛門尉の実名が興総であることは、佐伯執筆『太宰府市史』通史編Ⅱ(太宰府市、二〇〇四年)第一編第五章第二節三参照。
- (26) 「河津伝記」では、長祐が享祿元年正月に義隆から諱字を授けられ隆業と号し、その後、新四郎を改め掃部允と称すとある。
- (27) 天文元年からの北部九州を中心にする大内氏と大友氏の戦いについては、吉良国光「天文年間前半における大内氏と大友氏の抗争について」(『九州史学』一六二、二〇一二年)、『山口県史』通史編中世(山口県、二〇一二年)第四編第一章(和田秀作執筆)、藤井嵩「大内義隆」ミネルヴァ書房、二〇一九年などの研究がある。
- (28) 永祿二年(一五五九)九月二十五日に大友氏に従う宗像鎮氏が御家人を語らい数万騎で俄に襲来し、宗像氏貞は大島に渡海・在島している(宗像第一宮御宝殿置札(Ⅱ五八三一)、川添昭二『宗像大社文書』第四卷〈宗像大社



社務所、二〇一五年)。鎮氏も宗像氏関係の系図にはみえない。氏延は鎮氏との関係が考えられるが、詳しくは不明。

(29) 「公卿補任」他(『大宰府・太宰府天満宮史料』巻十四、四一〇・四一一頁)。

(30) 「少弐氏歴世次第書」他(『大宰府・太宰府天満宮史料』巻十四、四二一～四一九頁)。

(31) 「福岡市博物館所蔵青柳資料」(川添昭二・吉原弘道編『大宰府・太宰府天満宮史料補遺』太宰府天満宮、二〇〇六年)。「太宰府満盛院古証文写」上・下は同書二九五～二九七・二九九頁による。

(32) 大内氏の直轄領については三村講介「中世後期における大内氏の直轄領」(『九州史学』一三六、二〇〇三年)に詳しい。貫隆仲が野坂・赤馬の代官で、年光・中村兩人が隆仲の家臣であったこと、大内氏奉行人として山口に在住していることから、彼の家臣がいわば下代官として実際に直轄領に赴き所務を遂行しているとする。

(33) 佐伯C論文。天文八年に入明した遣明船の副使策彦周良和尚の「策彦和尚初渡集」には、天文七年九月六日条に「某八月々充、自河津方到来」、九月二十一日条に「予月充弍斛弍貫自河津方送来」とある(Ⅱ二九八)。佐伯氏はC論文で河津とは鞍手郡代河津氏であろうとし、月充米銭は、大内氏の直轄領及び鞍手郡の土貢・段銭によってまかなわれたと考えられるとする。隆業の多彩な職務の一端が知られる。

(34) 瀬野精一郎氏は本文で引用する八月二十七日付大内氏家臣連署奉書の注解15で「祖父弘業は粕屋郡代であった。隆業もその可能性がある」と指摘している(『宗像大社文書』第一巻〈宗像大社、一九九二年〉三三三頁)。

(35) 佐伯氏はC論文で相論時の守護使による中途の押置行為は大名領国においては一般的にみられるが、郡代及び上使の職掌であったと考えられるとし、天文十八年の連署奉書を例にあげている(一九・二〇頁及び註29)。

(36) 米多比氏については拙著『戦国時代の筑前国宗像氏』(花乱社、二〇一六年)第一編第二章(初出二〇〇六年)参照。

\* 糟屋郡は史料・引用文献に粕屋郡とある場合は、そのまま引用している。

\* 御笠郡は史料・引用文献に三笠郡とある場合は、そのまま引用している。

\* 『新修宗像市史いくさと人びと』では河津弘業が糟屋郡の他に鞍手郡の郡代でもあったとしたが、鞍手郡については史料から確認できない(第二章第一節一二四頁)。

佐伯氏はA論文で、金剛三昧院文書文明十一年粥田庄算用状に、「郡代初而入部之時」とあり、郡代がこの頃替わったことがわかるとし、名前は不明としている(三四三・三四四頁)。粥田庄は鞍手郡に含まれる。

\* 本稿は『文化福津』一五号(二〇二〇年)～一八号(二〇二三年)に連載した拙稿をもとに書き改めた。